として条例で定める職員を除く。以下９において同じ。）が条例で定める年齢に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者その他の当該前年度においてㇵによる情報の提供及び意思の確認を行うことができない職員として条例で定める職員にあっては、条例で定める期間）において、当該職員に対し、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとした。

(二)　ㇵの情報の提供及び意思の確認を行わない職員として条例で定める職員は、国家公務員法附則第九条に規定する情報の提供及び意思の確認を行わない職員を基準として定めるものとした。

(三)　ㇵの条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法附則第九条に規定する年齢を基準として定めるものとした。

附則関係

(一)　実施のための準備等

(1)　この法律による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）の規定による職員（地方公務員法第三条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）の任用、分限その他の人事行政に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、任命権者（同法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下(1)及び(3)並びにㇵにおいて同じ。）は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとした。（附則第二条第一項関係）

(2)　総務大臣は、新地方公務員法の規定による職員の任用、分限その他の人事行政に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により(1)の準備及び措置の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備及び措置について技術的な助言又は勧告をするものとした。（附則第二条第二項関係）

(3)　任命権者は、施行日の前日までの間に、施行日から令和六年三月三一日までの間に条例で定める年齢に達する職員（当該職員が占める職に係るこの法律による改正前の地方公務員法（以下「旧地方公務員法」という。）第二八条の二第二項の規定に基づく定年が当該条例で定める年齢である職員に限る。）に対し、９の例により、当該職員が当該条例で定める年齢に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとした。（附則第二条第三項関係）

(二)　経過措置

(1)　任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体における施行日前に旧地方公務員法第二八条の二第一項の規定により退職した者等のうち、条例で定める年齢(2)において「特定年齢」という。）に達する日以後における最初の三月三一日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧地方公務員法第二八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年（施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあっては、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則（競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体においては公平委員会規則、人事委員会及び競争試験等を行う公平委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の規則。以下同じ。）で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができることとした。

(2)　特定年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六一号）附則第四条第一項に規定する年齢を基準として定めるものとした。（附則第四条関係）

(3)　地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、(1)によるほか、当該地方公共団体の組合における施行日前に旧地方公務員法第二八条の二第一項の規定により退職した者等のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧地方公務員法第二八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年（施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあっては、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができることとした。（附則第五条関係）

(4)　任命権者は、１の㈣にかかわらず、当該任命権者の属する地方公共団体における施行日前に旧地方公務員法第二八条の二第一項の規定により退職した者等のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧地方公務員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧地方公務員法第二八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年（施行日以後に設置された職その他の条例で定める年齢）をいう。以下同じ。）に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることとした。（附則第六条関係）

(5)　地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、(4)によるほか、１の㈨において準用する１の㈣にかかわらず、当該地方公共団体の組合における施行日前に旧地方公務員法第二八条の二第一項の規定により退職した者等のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧地方公務員法定年相当年齢に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることとした。（附則第七条関係）

(三)　検討

政府は、国家公務員に係る管理監督職勤務上限年齢による降任等又は定年前再任用短時間勤務職員に関連する制度についての検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、地方公務員に係るこれらの制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第一一条関係）

(四)　その他、この法律の施行に伴い必要となる経過措置等について定め、関係法律の規定について整備することとした。（附則第三条、第八条～第一〇条及び第一二条～第一九条関係）

(五)　施行期日

この法律は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、㈠は、公布の日から施行することとした。

◇自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律

（法律第六四号）（内閣府本府）

1　趣旨

この法律は、自然災害義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、自然災害の被災者等が自ら自然災害義援金を使用することができるよう、自然災害義援金に係る差押禁止等について定めるものとすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律において「自然災害義援金」とは、自然災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じた被害をいう。以下同じ。）の被災者又はその遺族（以下